

7 各種宣言

(1) 平和都市宣言

	小田原市	南足柄市
制定	平成5年10月1日	昭和60年6月20日
全文	<p>わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、国民は、日本国憲法にもとづく恒久平和の実現をめざし、世界から核兵器を廃絶することを共通の願いとしています。</p> <p>わたくしたちのまち小田原は、過去に戦災を被るという悲しい歴史をもっています。そして多くの歴史的文化遺産を守り続けているわたくしたちには、こうした惨禍をくり返すことのないよう、平和を守り、きらめく城下町を次の世代へ引き継いでいく責務があります。</p> <p>小田原市は、美しい地球を大切にし、輝かしい人類の未来を信じ、世界平和を実現するため、ここに永久に平和都市であることを宣言します。</p>	<p>核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議</p> <p>我が国は、世界唯一の核被爆国であり、核兵器を廃絶し恒久平和を実現することが国民共通の念願である。</p> <p>しかしながら、地球上では今なお核兵器が増強され、世界平和と人類の生存に脅威を与えている。</p> <p>よって、南足柄市は、非核三原則を順守し、すべての核兵器が廃絶されることを強く希求し、核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。</p> <p>以上、決議する。</p>
調整案	小田原市の規定を引き続き使用することを基本とする。	
考え方	小田原市平和都市宣言と南足柄市の核兵器廃絶平和都市宣言は目指すところが同一であり、合併後の市においても小田原市平和都市宣言を生かすことで、南足柄市の決議の趣旨が反映される。	

(4) 環境都市宣言のまち宣言

	小田原市	南足柄市
制定	なし	平成10年12月12日
全文	なし	<p>わたくしたちの住む地球は、人類が求め続けてきた文化的な生活と社会経済活動の発達により、大気汚染、水質汚濁、さらにごみの増加など、様々な環境問題に直面しています。</p> <p>わたくしたちのまち南足柄は、狩川のきらめく清流と山々の豊かな緑に恵まれた産業文化都市として発展してきました。</p> <p>このすばらしい南足柄の豊かな自然を守り育て、快適な生活環境をつくりあげ、未来の人たちに引き継ぐことが、わたくしたちの責任です。</p> <p>わたくしたちは、一人ひとりが環境に影響を与えていることを自覚し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境にやさしい社会の実現を目指したまちづくりに取り組むことを、ここに宣言します。</p>
調整案	合併時に「環境都市宣言のまち宣言」を廃止する。	
考え方	南足柄市に特有の内容となっているため、現宣言は廃止するが、宣言内容の有用性は認められるので、合併後の市において新たな宣言を制定することを含めて検討する。	